

調達件名：ガハメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
1	意見	調達仕様書(案)	1	6	-	-	1	「令和4年5月1日迄に確保すること。」とありますが、調達仕様書(案)9 GSS端末導入作業(2)技術的支援に記載のインストール様マスタ媒体用の納入機器5台のみで良いでしょうか。	全台数予め確保となると、GSS運用事業者様に引き渡すまでの倉庫費用や管理費用が発生し、費用算出が必要となるため。	「確保」とはGSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるよう手配、体制等を構築することを意味し、全台数を令和4年5月1日までに仕入れ、倉庫に保管することを意味するものでありません。 以下のとおり、仕様書の記載を変更しました。 「令和4年5月1日までにGSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるよう手配、または体制等を構築したうえで、これを証明する書類を提示すること。なお、当該手配等について、令和4年5月1日までに受注者の倉庫等にGSS端末を在庫として保管することを求めるものではないので留意する。」
2	意見	調達仕様書(案)	1	6	-	-	1	確保する際の在庫は、貴庁又は受注者のどちらで管理する事となりますでしょうか。機器の受け渡し完了時点で、貴庁にて管理するという認識でよろしいでしょうか。	機器受け渡し後は、盗難・過失等受託者側で管理及び責任が負えない為。	「確保」とはGSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるよう手配、体制等を構築することを意味するため、「確保」した際の在庫は受注者が管理することとなります。キッキングセンターへ納品した時点で当庁で管理することとなります。
3	意見	調達仕様書(案)	3	10	(5)	-	1	保守受付時間における受付方法を明示願います。	メール又はFAXであれば受付可能ですが、電話受付の場合は、通常弊社では9時～17時30分となっております。受付体制の構築が必要となるため。	保守は原則メールまたは電話による受付を想定しています。
4	意見	調達仕様書(案)	3	10	(6)	-	1	本項で記載している納入日とは、GSS運用事業者への納入日からの保証開始起算と考えて良いでしょうか。	納入日は、GSS運用事業者への納入日、利用者への納入日、借入期間開始日のいずれかが想定され、その際には本項での1年間以上の保守期間を受注者側で費用算出が必要がある為。	リース及び保守期間の開始は本区分端末については、令和4年10月、地方組織分端末はキッキングセンター納入月の翌月から開始するものと整理しています。このため、以下のとおり仕様書の「6 GSS端末の借入期間」に追加しました。 「また、リース開始時期について、本省分端末は令和4年10月から、地方分端末はキッキングセンター納入の翌月からとする。」
5	意見	調達仕様書(案)	3	10	(10)	-	1	本項は端末の全損が含まれますでしょうか。同一機器を長期に渡り提供する事が困難であり、その場合には後継機器を提供するという認識でよろしいでしょうか？又は、同一端末の場合には1度に限りといった条件とする事は可能でしょうか。	費用算出・手配内容を明確にする為。	職員が端末を落下させたこと等により端末を全損した場合は保守ではなく、動産保険の対象と想定します。 また、原則として同一機種を想定しています。
6	意見	調達仕様書別添資料1	3	2	5	-	1	「国内主要3キャリアの回線に接続可能なこと」とありますが、「国内主要3キャリアの回線を含むモジュール認証がされたワイヤレスWANが内蔵されている事」に変更願います。	接続可能である事の内容を明確にして頂くため。	ご意見のとおり、以下のとおり変更します。 「②国内主要3キャリア(NTTドコモ、KDDI、Softbank)を含むモジュール認証がされたワイヤレスWANが内蔵されていること」
7	意見	調達仕様書別添資料1	3	2	9	-	1	外付けマウスの納入は端末と別々に納品可能とさせて頂けないでしょうか。	メーカーで指定された仕様のマウスを同梱していない製品の順に別途キッキング作業が伴い、キッキング作業費用(2次配送費含)の負担と納入リードタイムの負担が伴います。又は、端末の梱包箱の内装レイアウト上、マウスを同梱できるスペースが無い場合がある為。	外付けマウスは別々の納品を可能とします。
8	意見	調達仕様書別添資料1	3	2	10	②	1	②画面に貼られた状態で納品されること。とありますが、端末と別々に納品可能とさせて頂けないでしょうか。	覗き見防止フィルタを貼付作業によるキッキング作業費用(2次配送費含)の負担と納入リードタイムの負担が伴います。又、貼付後のカスタマイズ展開時等で発見された初期不良品への交換時に再貼付が伴い利用者への納品迄の展開作業期間の維持の為。	物理的なプライバシーフィルターは別々の納品を可能とし、以下の記載を削除しました。なお、プライバシーフィルターは利用者自ら端末に取付ける運用を想定しています。 「②画面に貼られた状態で納品されること」
9	意見	調達仕様書別添資料1	3	2	10	③	1	③上下左右からの覗き見防止に対応していること。とありますが、「上下左右」→「左右」とし上下を削除願います。	主要メーカーでは上下は対応しておらず、幅広く提案させて頂きたい為。	ご指摘のとおり、「上下」を削除し以下のとおり変更しました。 「②左右からの覗き見防止に対応していること。」
10	意見	調達仕様書別添資料1	4	2	-	-	1	想定機種「Elite Dragonfly G2」以外の他メーカー提案も可と認識して良いでしょうか。	仕様を満たす事を前提に自社メーカーを含め広く提案可能とさせて頂きたい為。	ご認識のとおりです。
11	意見	調達仕様書別添資料1	4	2	5	-	1	想定機種「I-OデータLCD-MF224EDW」、PRINCETONPTFWLT-22W)、「Iiyama ProLite E2282HS-B1」以外の他メーカー提案も可と認識して良いでしょうか。	仕様を満たす事を前提に広く提案可能とさせて頂きたい為。	ご認識のとおりです。
12	意見	調達仕様書別添資料3 成果物一覧	1	1	(1)~(9)	-	4	それぞれの必要部数は1部で良いでしょうか。	費用算出・手配内容を明確にする為。	「調達仕様書別添資料3 成果物一覧」に記載のとおりです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
13	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	5 GSS 端末構築期間 6 GSS 端末の借入期間			1. 要求水準を下げる	円滑な作業を実施するため、(本省に対し導入する端末約5,800台)納入機器については、令和4年5月1日までに確保すること。 と記載がございますが、令和4年9月1日までに確保することまでには緩和いただきたく願います。 もしくは、開札時期を令和4年4月で想定されているとした場合、開札時期を前倒しをご検討いただきたく願います。	令和4年4月開札と想定した場合、現在の世界的半導体不足により5,800台の数量となると、機器製造に最低4か月〜5か月は時間を要し、5月1日の確保は難しくなる。	端末の納入台数については、調達仕様書「図-1 GSS端末納入スケジュール」をご参照ください。 本省分については、令和4年7〜9月で計5,866台納品いただくこととなります。 また、「確保」については、GSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるような手配、体制等を構築することを意味しています。
14	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	4	10 保守	-5		1. 要求水準を下げる	保守対応受付時間につきまして9時〜18時と記載がございますが、9時〜17時間にご緩和いただきたく願います。	提案予定メーカーの保守バックの対応時間が9時〜17時の為。	ご意見のとおり、以下のとおり変更します。 「保守対応受付時間は、開庁日(土曜、日曜、祝日、国民の休日、閉庁日を除く。)の9時〜17時とし、」
15	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	11	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	① イ	4. その他	受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務に関わる従事者に対し実施すること。 と記載がございますが、不正対策ソフトウェアを保有しているのかご記載いただきたく願います。 また、不正対策ソフトを保有している場合、ライセンスIDをご記載いただきたく願います。	実行での不正対策ソフトウェア保有有無によって、別途ソフトウェアメーカーとの調整可否が必要になる為。	左記の記述は受注者が遵守すべきセキュリティに関する事項を記載したものであり、当庁におけるセキュリティ対策に関する箇所ではありません。
16	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	11	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	① イ	4. その他	受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務に関わる従事者に対し実施すること。 と記載がございますが、端末利用者によるWEBサイトのアクセスブロックが必要か否かをご記載いただきたく願います。	実行での不正対策ソフトウェア保有有無によって、別途ソフトウェアメーカーとの調整可否が必要になる為。	左記の記述は受注者が遵守すべきセキュリティに関する事項を記載したものであり、当庁におけるセキュリティ対策に関する箇所ではありません。
17	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	12	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	① ス	4. その他	ス 受注者は、情報システム(ウェブサイトを含む、以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合には、以下を実施すること。 i) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。 と記載がございますが、上記対応するためのソフトウェアの参考品をご記載いただきたく願います。	認識の相違がなく、実行が左記条件をする為に想定されているソフトを提案したい為。	左記の記述は受注者が遵守すべきセキュリティに関する事項を記載したものであり、当庁におけるセキュリティ対策に関する箇所ではありません。
18	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	12	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	① ス	4. その他	ス 受注者は、情報システム(ウェブサイトを含む、以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合には、以下を実施すること。 v 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。 と記載がございますが、上記対応するためのソフトウェアの参考品をご記載いただきたく願います。	認識の相違がなく、実行が左記条件をする為に想定されているソフトを提案したい為。	左記の記述は受注者が遵守すべきセキュリティに関する事項を記載したものであり、当庁におけるセキュリティ対策に関する箇所ではありません。
19	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	12	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	① ス	4. その他	ス 受注者は、情報システム(ウェブサイトを含む、以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合には、以下を実施すること。 セ 受注者は、本業務を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。 と記載がございますが、上記対応するためのソフトウェアの参考品をご記載いただきたく願います。	認識の相違がなく、実行が左記条件をする為に想定されているソフトを提案したい為。	左記の記述は受注者が遵守すべきセキュリティに関する事項を記載したものであり、当庁におけるセキュリティ対策に関する箇所ではありません。
20	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2 GSS 端末の基本要件	6.ソフトウェア		4. その他	① Windows10Enterprise64Bit 版が使用可能であること。 と記載がございますが、保有ライセンスのご利用が、新規調達かどうかご記載いただきたく願います。	実行での保有ライセンスの利用有無によって、Windows10Enterprise64Bit 版の調達有無が変わってくる為。	本調達とは別にライセンスを調達する予定です。
21	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2 GSS 端末の基本要件	6.ソフトウェア		4. その他	① Windows10Enterprise64Bit 版が使用可能であること。 と記載がございますが、導入機器にWindows10Enterprise64Bit 版を搭載して導入する必要があるかご記載いただきたく願います。	Windows10Enterprise64Bit 版の事前キッティングが必要か否か関わる為。	導入機器にWindows10Enterprise64Bit 版の搭載は不要です。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
22	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 端末要件（詳細仕様）	2	2 GSS 端末の基本要件			4. その他	GSS 端末の基本要件の納品物にリカバリーメディア（CDやUSB媒体）の記載がございませんので、提出可否をご記載いただきたく願います。また、提出必要数量は必要数量（本庁のみもしくは各地方機関約1,200 拠点）をご記載いただきたく願います。	調達メディア（CDやUSB媒体）の準備や、事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していないため、リカバリーメディアの提出は不要です。
23	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 端末要件（詳細仕様）	2	2 GSS 端末の基本要件			4. その他	導入機器の端末設定（コンピュータ名、ユーザーIDなどの固有情報）の設定作業有無や、端末ごとのラベリング作業（リースシールやコンピュータ名）有無につきまして、ご記載いただきたく願います。	事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していないため、端末設定やラベリング作業は不要です。
24	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	11	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	①イ	4. その他	受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務に関わる従事者に対し実施すること。と記載がございますが、導入時に端末の不正対策ソフトウェアをインストールした状態で納品するか否かをご記載いただきたく願います。	事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していません。
25	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	11	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	①イ	4. その他	受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務に関わる従事者に対し実施すること。と記載がございますが、端末利用者によるWEBサイトのアクセスブロックが必要な場合、導入時に対象ソフトウェアをインストールした状態で納品するか否かをご記載いただきたく願います。	事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していません。
26	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	12	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	①ス	4. その他	ス 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合には、以下を実施すること。イ 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。と記載がございますが、上記対応するためのソフトウェアが必要な場合、導入時に対象ソフトウェアをインストールした状態で納品するか否かをご記載いただきたく願います。	事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していません。
27	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	12	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	①ス	4. その他	ス 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合には、以下を実施すること。v 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすまし防止策を講ずるとともにSMTP によるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。と記載がございますが、上記対応するためのソフトウェアが必要な場合、導入時に対象ソフトウェアをインストールした状態で納品するか否かをご記載いただきたく願います。	事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していません。
28	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	12	16 作業体制・方法に関する遵守事項	(8) セキュリティに関する事項	①ス	4. その他	ス 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合には、以下を実施すること。セ 受注者は、本業務を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を取付けないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。と記載がございますが、上記対応するためのソフトウェアが必要な場合、導入時に対象ソフトウェアをインストールした状態で納品するか否かをご記載いただきたく願います。	事前のキッティング作業内容が変わってくる為。	本調達では端末のキッティングは予定していません。
29	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	2	6 GSS 端末の借入期間			4. その他	借入期間経過後、当該機器は返却するものとする。と記載がございますが、貸借期間満了後、端末について引揚・撤去時にデータ消去証明書の提出可否につきましてご記載いただきたく願います。	データ消去証明書の提出可否によって、撤去時の作業内容が変わってくる為。	データ消去証明書の提出は必須となります。以下のとおり仕様書の16-⑧-③に追記しました。 「③ 貸借期間満了後の措置 貸借期間が終了した機器等については、貸借期間終了までに担当部署と協議の上、回収日を決定し、回収を行うこと。また、受注者は貸借期間満了後3か月以内に端末のデータを復元不可となるよう事前にデジタル庁と合意した方法にて消去するとともに、データ消去証明書を担当部署に提出し、データ消去の確認を得た上で端末を引き取ること。」
30	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	2	6 GSS 端末の借入期間			4. その他	借入期間経過後、当該機器は返却するものとする。と記載がございますが、貸借期間満了後、端末について引揚・撤去時にデータ消去証明書の提出が必要な場合、設置先での消去作業もしくは、機器引揚げ後のデータ消去作業もよいかをご記載いただきたく願います。	データ消去証明書の提出可否によって、撤去時の作業内容が変わってくる為。	受注者が機器引き上げ後にデータ消去を実施することを想定しています。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
31	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	6	GSS 端末の借 入期間		4.その他	借入期間経過後、当該機器は返却するものとする。と記載がございますが、当該機器は設置場所ごとに1ヶ所に取り纏めて頂けるか否か記載いたしたく願います。	データ消去証明書の提出可否によって、撤去時の作業内容が変わってくる為。	返却時は当庁及び農林水産省にて約80拠点にGSS端末を集約するため、当該約80拠点から回収いただく想定です。 16-(8)-③に以下のとおり仕様書に追記しました。 「貸借期間が終了した機器等については、当庁にて本省を含む約80拠点に集約させる想定であるため、受注者は貸借期間終了までに担当部署と協議の上、回収日を決定し、約80拠点から機器の回収を行うこと。なお、拠点における端末の台数確認は当庁にて実施するため、受注者は自ら指定する端末の回収場所への端末の配送と指定場所での端末台数の総数確認を実施すること。また、受注者は貸借期間終了後3か月以内に端末のデータを復元不可となるよう事前にデジタル庁と合意した方法にて消去をするとともに、データ消去証明書を担当部署に提出し、データ消去の確認を得た上で端末を引き取ること。」
32	意見	調達仕様書(案) 9 GSS端末導入作業	-	9	(2)	-	3	「5台を担当部署が別途指示する日までに先行して納入すること。」とありますが、機器確保する5月1日以降であると認識してよろしいでしょうか。 「5月1日以降の別途指示する日まで」と明記をお願いします。	端末納期日確認のため。	ご意見を踏まえ、マスタ作成用の端末の納期日を以下のとおり明記するとともに、台数を変更しました。 「また、同媒体作成等のため、納入機器のうち、30台を令和4年5月6日までに先行して納入すること。」
33	意見	調達仕様書(案) 10 保守	-	10	(1)	-	3	「故障対応に伴い、～初期インストール状態に戻した上での動作確認まで行うこと。」とありますが、「初期インストール状態」はメーカ出荷初期状態であると認識してよろしいでしょうか。不明瞭のため明示をお願いします。	正確な作業量算出のため。	ご理解のとおり、メーカー出荷状態となります。以下のとおり、記載を変更しました。 「故障対応に伴い、初期化状態への復旧が必要な場合は、メーカー出荷初期状態に戻した上で」
34	意見	調達仕様書(案)	-	-	-	-	4	調達仕様書(案)に記載の成果物の概要には、「別添資料3_成果物一覧」に記載の成果物名を合わせて明記するようお願いいたします。	成果物一覧と調達仕様書の記載内容の対応付けの明確化のため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
35	意見	別添資料3_成果物一覧	-	1	-	-	4	成果物一覧に記載の作業安全計画書について、調達仕様書(案)に概要が明記されておりませんが不要の場合は削除をお願いいたします。	必要な成果物の確認のため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
36	意見	その他	-	-	-	-	4	リースアップの際の作業(データ消去、リース会社への返却送付等)があれば、仕様書に明記ください。他に、リースアップに係る作業が必要の場合、確認作業は返却送付先での総数確認のみの実施とし、端末管理番号毎の端末台数の確認作業(各拠点からの配送時のリストチェック・返却先での受入れ時のリストチェック、帳簿管理など)は不要との認識で良いでしょうか。	作業範囲確認のため。	ご意見を踏まえ、16-(8)-③に以下のとおり追記しました。 ③ 貸借期間満了後の措置 貸借期間が終了した機器等については、当庁にて本省を含む約80拠点に集約させる想定であるため、受注者は貸借期間終了までに担当部署と協議の上、回収日を決定し、約80拠点から機器の回収を行うこと。なお、拠点における端末の台数確認は当庁にて実施するため、受注者は自ら指定する端末の回収場所への端末の配送と指定場所での端末台数の総数確認を実施すること。また、受注者は貸借期間終了後3か月以内に端末のデータを復元不可となるよう事前にデジタル庁と合意した方法にて消去をするとともに、データ消去証明書を担当部署に提出し、データ消去の確認を得た上で端末を引き取ること。
37	意見	調達仕様書(案) 9 GSS端末導入作業	-	9	(2)	-	4	「受注者は、GSS運用事業者が行う納入機器のインストール用マスタ媒体の設計及び作成に関し、技術的支援を行うこと。」ありますが、技術的支援の内容について具体的に明記いただけませんか。	正確な作業量算出のため。	ドライバ等の不具合等が想定され場合、デジタル庁からの問合せに対し、受注者が技術的な見地から原因究明、対応等をするを想定しています。
38	意見	調達仕様書(案) 10 保守	-	10	(4)	-	4	「保守時に交換して不要となった部品については、内部に残っているデータを解読できないよう適切な処置を講じた上で処分すること。また、データを解読できないようにするために行う手順については、データ消去手順書を作成し、デジタル庁の承認を受けること。」とありますが、メーカーにて通常実施する保守手順以外に別途実行向けの特別な処置が必要との認識でよろしいでしょうか。	正確な作業量算出のため。	メーカーにて通常実施する消去方法(物理消去、ソフトウェア消去等)を想定していますが、その消去方法、手順について当庁と合意する目的で、左記のとおり記載しています。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
39	意見	調達仕様書(案) 10 保守	-	10	(4)	-	4	「保守時に交換して不要となった部品については、内部に残っているデータを解読できないよう適切な処置を講じた上で処分すること。また、データを解読できないようにするために行う手順について、データ消去手順書を作成し、デジタル庁の承認を受けること。」とありますが、例示として、具体的な手順・データ消去方法を明記頂けないでしょうか。また、現在デジタル庁に導入されている端末のデータ消去手順書を資料閲覧開示頂けないでしょうか。	正確な費用算出のため。	データ消去方法については、物理的な消去やソフトウェア消去を想定しております。また、現在デジタル庁で導入している端末のデータ消去手順書はございません。
40	意見	調達仕様書(案) 10 保守	-	10	(8)	-	4	保守作業に特別な措置が必要な場合は、標準的な保守費用に加えて増額した見積もりを提示することも可能な認識でよろしいでしょうか。	仕様の正確な理解のため。	ご認識のとおりです。
41	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2	10	①	1	のぞき見防止機構は「ソフトウェアによるのぞき見防止対策」の実現も可としていただけませんか。	以下の理由より、ソフトウェアによる機能実現が有益と考えるため。 「タッチパネル対応の液晶ディスプレイに光学フィルムを貼り付けた場合、原理的にフィルムが干渉する形となりタッチパネルの持つ本来の感度が得られないことがあるため。また、光学フィルムの場合、経年変化により視覚性が損なわれるため。	ご意見を踏まえ、2-10に以下のとおり追記しました。 「①のぞき見防止のため電子的なプライバシーフィルター機能各内蔵していることが望ましいが、タッチパネルに対応する着脱可能なプライバシーフィルターも可。」
42	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2	10	①	1	利用時の状況により取り外し・再取り付け可能な「着脱可能型」を加えて頂きたいと思っております。	貼り付け型の場合、経年変化により視覚性が損なわれた際の交換作業が有償対応となる恐れがあるため。	ご意見を踏まえ、物理的なプライバシーフィルターは「着脱可能型」と、「貼り付け型」は不可とし、2-10に以下のとおり追記しました。 「①のぞき見防止のため電子的なプライバシーフィルター機能各内蔵していることが望ましいが、タッチパネルに対応する着脱可能なプライバシーフィルターも可。」
43	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2	8	①	3	「JEITA2.0測定において、20時間以上駆動とすること」と修正頂きたいと思っております。	「通常の使用において9時間以上使用できること。」では測定の前提条件が曖昧なことから、性能の測定条件を揃えたいため。現行の端末導入事業者との仕様認識の格差をなくすため。	ご意見を踏まえ、2-8を以下のとおり変更しました。 「JEITA2.0測定において、17時間以上駆動とすること。」
44	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2	11	①	2	「WEB会議時において周囲の雑音をカットするAIノイズキャンセル機能や相手側のノイズをカットして聞き取り易くする機能の搭載」を加えて頂きたいと思っております。	WEB会議参加の精度は高いものと拝察する中で、不要なノイズや周囲の音声を拾うことのないようノイズキャンセル機能が有効と考えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
45	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2	12	①	2	「重量がACアダプタ込みで約1.3Kg以下とすること」と修正頂きたいと思っております。	端末の持ち運びやテレワークの頻度が高いものと拝察する中で、ACアダプタを含めた携行性の高さが有益と考えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
46	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	2	1			4	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成31年2月8日変更閣議決定)に対応していること。とありますが最新のもの令和3年2月19日変更閣議決定となります。最新の方針に沿う形で認識に相違ないでしょうか。	仕様の正確な理解のため。	ご意見を踏まえ、1を以下のとおり記載を変更しました。 「「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月19日変更閣議決定)に対応していること。」
47	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	2	2	2	①	2	「13インチ以上のサイズであること」とありますが、14インチ以上として頂くことは可能でしょうか。	外部ディスプレイの無い環境での業務が実施される可能性が高いと拝察する中で、画面の大きさが業務の効率性向上に有益と考えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
48	意見	調達仕様書(案) 16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(7)	①	4	秘密保持期間の明記をお願いできませんでしょうか。また、無期限を想定されている場合、有期限の秘密保持期間をご検討いただけないでしょうか。	永久秘密保持に該当するため、仕様の緩和をご相談させていただきたいため。	本業務で知り得た情報在本業務以外で利用することは想定されず、また、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいすることは場合は、デジタル庁の承認を得た場合は可能としていることから、原案のとおりとします。
49	意見	調達仕様書(案) 16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	本件受託業務の作業により作成する納入成果物には、請負業者または第三者が従前から保有している著作物等(製品マニュアル、一般的かつ汎用的なノウハウ等)も含まれますが、それらについては知的財産権が請負業者または第三者に留保される認識でよろしいでしょうか。	既存著作物に係る知的財産権は譲渡が難しい場合が多いため、留保されない場合には検討上の課題が生じるため。	ご認識のとおりです。
50	意見	調達仕様書(案) 16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	納入物に関する著作権に関して、納入物のうち、汎用的な部分(本業務と同種の開発・提供・保守等の業務において利用可能な、納入物の全部又は一部)についても著作権の留保をお願いできませんでしょうか。	例えば本契約を通じての製品の改良等、汎用的な部分について著作権を留保させていただきたいため。	本件業務の履行に関連して発生した著作物、発明、ノウハウ、アイデア等に関する著作権・特許権その他無体財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「知的財産権」という。)は、追加の対価の支払いなく、その発生と同時に当行に移転するものです。
51	意見	調達仕様書(案) 16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	納入物に含まれる著作権以外の知的財産権について、当社単独又は共同による発明・考案等によるものは、当社に単独又は共有で帰属する認識でよろしいでしょうか。	責任範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
52	意見	調達仕様書(案) '16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	知財侵害紛争における当社の責任として、以下の場合の免責される認識でよろしいでしょうか。 ・ 国外の知財権侵害に基づく紛争	責任範囲を明確にするため。	受注者は、当行又は当行から借入物品の利用を許諾された者による本契約の目的に沿った借入物品の利用が、第三者の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本案において、「知的財産権等」という。）を侵害しないことを保証し、知的財産権等が侵害された旨の申し立てを受けた場合は、受注者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。
53	意見	調達仕様書(案) '16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	知財侵害紛争における当社の責任として、以下の場合の免責される認識でよろしいでしょうか。 ・ デジタル庁の提供する資料若しくは情報、又は成果物の内容等に関するデジタル庁の要求若しくは指定に起因して生じた紛争	責任範囲を明確にするため。	当該紛争の要因が専らデジタル庁の責めに帰するかどうかを判断する必要がある認識です。
54	意見	調達仕様書(案) '16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	知財侵害紛争における当社の責任として、以下の場合の免責される認識でよろしいでしょうか。 ・ 第三者製品、第三者が提供するサービス、第三者が実施した作業に起因して生じた紛争	責任範囲を明確にするため。	当該紛争が第三者製品、第三者が提供するサービス、第三者が実施した作業に起因して生じたものであるかを判断する必要がある認識です。
55	意見	調達仕様書(案) '16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	本件の納入物品には、請負業者以外が製造又は提供する第三者製品及び第三者提供サービスが含まれますが、本件の履行にあたり、貴庁は当該製品及びサービスに関する使用許諾条件についてご確認いただき、使用許諾条件に含まれる各種保証条件についてもご承認いただけるという理解でよろしいでしょうか。	第三者製品の利用に当たり、責任を明確にするため。	ご認識のとおりです。
56	意見	調達仕様書(案) '16 作業体制・方法に関する遵守事項	-	16	(12)	④	4	以下については、契約不適合責任の対象外になるという認識でよろしいでしょうか。 ・ 第三者が実施した作業に起因する事象 ・ 貴庁が指定した製品及び作業 ・ 第三者製品 ・ 第三者が提供するサービス	責任範囲を明確にするため。	該当事案に応じ判断する必要がある認識です。
57	意見	-	-	-	-	-	4	本調達は構築・開発ではなく借入に関する調達のため、契約不適合責任期間については、以下のとおり修正頂くことは可能でしょうか。 「受注者が契約に不適合な成果物を引き渡した場合において、発注者は本件契約における受注者の運用保守業務の終了後1年以内に、受注者に対して請求するものとする。」	可能であれば契約不適合責任の期間を限定したいため。	本件契約後に作成する契約書中の契約不適合に係る記載箇所に従って対応することとなります。
58	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書別添資料1	2	2	1	①	2	第11世代 クアッドコア Intel Core i5 であり、「インテル(R) Core i5-1135G7 プロセッサ」が搭載されていること。	現在販売している、インテルの最新世代のCPUが第11世代の「インテル(R) Core i5-1135G7 プロセッサ」であり、AMDのCPUで以下の要件を満たす製品がないため。	ご指摘を踏まえ検討した結果、以下のとおり仕様書を変更しました。 「①第11世代クアッドコアIntelCorei5同等又はそれ以上のIntel又はAMDのプロセッサであること。」
59	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書別添資料1	2	2	1	②	2	メモリはオンボードで16GB (LPDDR4X)が搭載されていること。	メモリの規格の最新世代がLPDDR4Xとなっており、法人向けのモバイルパソコンの業界標準のため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
60	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書別添資料1	2	2	1	③	2	512 GB M.2 SSD (PCIe NVMe)が搭載されていること。	利用する文書ファイル等のデータサイズが増加傾向にあるために将来に渡り余裕を持った容量のSSDを使う事をお薦めいたします。また、容量不足の場合、速度低下や寿命短縮といったリスクに繋がります。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
61	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書別添資料1	2	2	1	④	2	キーボードは、日本語、防滴機能付き、キーピッチ：18.7×18.7mm、キーストローク：1.5-1.7mm、JIS標準準拠・OAG標準配列、バックライト機能付きを搭載していること。	バックライトは法人向けのモバイルパソコンでは、標準搭載をされており、室内消灯時や暗い場所（深夜タクシーなど）での仕事でも役立つため、バックライト付きキーボードがあることにより視認性が上がります。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
62	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	1		2	端末の筐体は360度回転しタッチができること。	端末の筐体が360度回転（コンバーチブル）にする事により、幅広い使い方に対応する事ができます。折りたたむ事により、ペン操作が容易となります。例えば森林事務所では、近頃は森林公園があり、360度折り畳む事により、野生の動物の撮影やペンでのスケッチなど幅広く仕事が可能となります。例えばクラムシェル型の端末は塵埃やスクッチやペン操作がしづらい状況となります。また、テント型で使用する場合、狭いスペースでも操作ができ、また1人1拠点で来客があるケースなど360度回転（コンバーチブル）をする事により有効に使う事ができます。主な360度回転できるPCは、以下の多数のPCベンダーから販売しております。DELL Latitudeの5320（12ページ目）とLatitude7320（14ページ目）に2in1の筐体が360度回転する意味になります。 (https://japancatalog.dell.com/c/wp-content/uploads/22Q2_CTG_Latitude_P52_211008.pdf)、富士通LIFEBOOK U9311X/F (https://jp.fujitsu.com/platform/pc/product/lifebook/u9311xf/)、DynaBook V 83/HS (https://thehikaku.net/pc/toshiba/21/dynabook-v83-news.html)、HP Dragonfly G2(https://jp.ext.hp.com/notebooks/business/elite_dragonfly_g2/)	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
63	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	1		2	堅牢性に関しては、米軍調達基準である、MIL-STD-810Hに対応をしていること。スベックの強いMIL-STD-810Gは可とするが、MIL-STD-810Hが望ましい。	農林水産省の本省は霞が関にあり、海岸電車での移動などで、堅牢性の高いPCが求められます。MIL-STD-810Hは最新の標準となり、仕様に満たしていない場合は電車移動等でPCが故障する可能性があります。米軍調達基準のMIL-STD-810Hの仕様の追加をいお願い致します。MIL-STD-810Hに対応しているPCは以下の製品が多数ございます。 DELL Latitude 5320及び7320 カタログの12ページ目 (https://japancatalog.dell.com/c/wp-content/uploads/22Q2_CTG_Latitude_P52_211008.pdf)、VAIO Pro PK (https://biz.vaio.com/shop/pages/pk21.aspx)、HP Dragonfly G2(https://jp.ext.hp.com/content/dam/jp-ext-hp-com/jp/ja/ec/lib/products/portables/specs/elite_dragonfly_g2_bto.pdf) DynaBook V83/HSは、MIL-STD-810G(https://dynabook.com/individual/mil/index.html)となります。	ご意見を踏まえ、以下のとおり端末要件（詳細仕様）に追記しました。 「①堅牢性について外部機関で検証していること又は米軍調達基準（MIL-STD-810G）を満たしていることが望ましい。」
64	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	セキュリティチップ（TPM2.0）は、ディスクリットTPMを搭載していること。	別にファームウェアTPM（ファームウェア上で実装）がありますが、ファームウェアの実装の影響を受けるため、ファームウェア上のTPM以外の箇所脆弱性があつた場合に、改ざん/破壊のリスクがあります。より高いセキュリティレベルを実現するためにディスクリットTPMの記載を推奨します。	ご意見を踏まえ、以下の下線箇所を端末要件（詳細仕様）に追記しました。 「①TPM2.0（ディスクリット型）又は準拠したチップを搭載していること。」
65	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	IT管理者はパスワードではなく、より強固な方法を利用して機密性の高いデバイス ファームウェアの設定を安全に管理することが望ましい。	デバイスファームウェア（BIOS）への認証をパスワードではなくする事により、パスワード漏洩、なりすましのリスクを減らし、セキュリティを強化することができます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
66	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	BIOSの改ざんの有無を検出する機能、および、改ざん時は自動で復元する機能を持つことが望ましい。（NIST SP800-193準拠）	BIOSファームウェアを改ざんされた場合、復元が必要になりますが、手動で復元する場合は、復元までの業務停止時間が長くなるため、改ざん検知後情報を収集した上で、自動で復元する機能を有することが望ましいです。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
67	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	搭載されている BIOS が米国政府のガイドライン（NIST-SP800-147）に沿ったものであること。	BIOSの保護する機能はNIST SP 800-147で標準化されているため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
68	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	追加のメディアを使わずにBIOS上からNIST SP 800-88準拠しSSDからデータを完全に消去し復元ソフトからの不正 復元を防ぐことが望ましい。	業界標準に準拠したデータ消去ツールを利用することで、消去の完全性が担保され、より安全にデータを消去することができます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
69	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	本体のカバーが開けられたり不正アクセスされた場合にはPCをロックしてユーザーに通知することが望ましい。	サプライチェーン攻撃等で、生産後の配送中のPCのカバーを物理的に開けてウイルスを仕込まれるリスクを減らし、セキュリティを強化することができるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
70	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	3	①	2	「位置」で見つけて紛失防止 機能を有すること	スマートフォンと連携し、位置情報をスマートフォンから検索する機能を有することで、紛失防止、データ漏洩防止につながります。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
71	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	8	①	2	JEITA測定法Ver2.0で最大約17時間使用できること。	一般的にはバッテリー駆動時間の測定は、JEITA測定法Ver2.0での測定法が中央省庁での仕様が一時的です。また、今後の経年劣化も考慮しJEITA測定法Ver2.0でより長時間使用できる事が望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「JEITA2.0測定において、17時間以上駆動すること。」

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
72	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	8	①	2	<p>バッテリーの耐久性を高めるためのツールが用意されており、動的に管理できるツールがあること。また、バッテリーが劣化した際に交換できるサービスがあることが望ましい。</p> <p>バッテリーはなぜ膨張するのか バッテリーは、正極（プラス）と負極（マイナス）の電極間の化学反応を使って充電と放電を行います。この化学反応は可逆性であるため、充電と放電が可能です。 ところが、わずかながら非可逆の化学反応も起こり、それによってバッテリー内部のリチウムイオンが金属リチウムに変化して電極に析出し、可逆性の化学反応を妨げます。 こうした反応を一般に「劣化」といい、バッテリー容量（充電できる能力）が低下します。この劣化に伴ってガスが発生するため、バッテリーが膨張します。 バッテリーの劣化はノートPCを普通に使用していても、使用時間の経過や使用状況により進行します。 劣化の進行によってバッテリー容量が低下していくため、PCを使用できる時間が短くなります。 お客様がバッテリー寿命に気づかず使い続けていると、薄型のノートPCであれば、バッテリーの膨張による筐体の膨張や破損を誘発します。</p> <p>バッテリー膨張の誘発要因 バッテリーの膨張はバッテリーの劣化に伴い、バッテリー内でガスが発生することが原因です。 そのバッテリーの劣化を誘発する大きな要因とし、一般に以下の2つの要因があります。 ・バッテリーを過放電や過充電状態で使用する（ex.常時ACアダプターを接続して使用） ・高温環境での使用・保管する</p> <p>バッテリーの寿命を長く保つための方法 いくつかのベンダーでバッテリーの寿命を長く保つためのツールが用意されていることを確認しております。 HP : https://jp.ext.hp.com/vmvr/note-pc/performance/fac/03/ VAIO : https://support.vaio.com/service/maintenance/ DELL : https://www.dell.com/support/manuals/ja-jp/dcpm2.1/userguide_dell-v1/%E3%83%90%E3%83%83%E3%83%86%E3%83%AA%E8%A8%AD%E5%AE%9A?guid=guid-0fbbbf-4928-4def-89af-3d28d0a231ce 一番シンプルなお勧めの方法としてはフル充電せずに充電残量を80%に抑制することですが、その場合、急な外出等にACアダプターを接続しないで使用すると使用時間が短くなります。 一方、制御しないで常にフル充電可能な場合、オフィス内等でACアダプターを常時接続して使用し続けると、劣化、膨張のリスクが高くなります。 そこで、弊社としては次世代のバッテリー管理として、ファームウェアレベルでお客様の利用状況によって動的に制御する設定（「Let HP manage my Battery charging」）を可能としています。 現在出荷している製品につきましては、デフォルトで「Let HP manage my Battery charging」に設定をしておいております。</p>	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。	
73	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	9	③	1	<p>HP純正のUSB接続のマウスの場合、サイドボタン（2つ）がございません。仕様の緩和をお願い致します。Bluetoothマウスは、全て仕様を満たします。またUSBマウスは電池が不要となるため、安価に運用できます。</p>	<p>USB接続マウスは、実勢価格でBluetoothマウスより5割位の実勢価格となり安価となります。</p>	ご意見を踏まえ、検討した結果、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「Bluetoothにより接続できる外付けマウスを含むこと。」
74	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10	①	2	<p>PC内蔵型プライバシースクリーンとすること。のぞき見防止フィルタはペン操作やタッチの不具合などが懸念されるため不可。仮に覗き見防止フィルタを可とする場合は、タッチやペン操作が阻害なく動作すること。</p>	<p>PC内蔵型のプライバシースクリーンは、NEC LAVIE Pro Mobileでは「プライバシーガード」 (https://www.nec-lavie.jp/products/pm/?ga=2455893578784755371638794339-1028326200.1638494993&CPID=NAK-355-234-PGRC) DELL Latitude 5320と7320の2機種では、覗き見を防止する「SafeScreen」が対応しています。12ページ目と14ページ目 (https://japancatalog.dell.com/c/wp-content/uploads/22Q2_CTG_Latitude_P52_211008.pdf)、Lenovo ThinkPad X390 (https://www.gdm.or.jp/pressrelease/2019/0319/298098) /hpのDragonfly G2では「SureView」 (https://jp.ext.hp.com/notebooks/business/elite_dragonfly_g2/) など多数のHWベンダーがPC内蔵型のPC内蔵型のプライバシースクリーンが採用されています。覗き見防止フィルタを使用した場合、タッチができなくなる端末が多数あるため、以下参考までに、VAIO Pro 16K用のぞき見防止フィルタE/F-34411-VAIO14-は、タッチ機能付きディスプレイを選択された場合、ご利用いただけないと記載があります。参考までURLを記載します。 (https://biz.vaio.com/shop/g/20020011/) また、のぞき見防止フィルタを可とする場合は、保守の観点から画面液晶割れをした場合は、応礼業者の準備を必要とすることがあります。</p>	ご意見を踏まえ、検討した結果、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「①のぞき見防止のため電子的なプライバシーフィルター機能を内蔵していることが望ましいが、タッチパネルに対応する着脱可能プライバシーフィルターも可。」
75	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10		2	<p>PCの電源をオフにするまたはスリープモードに切り替えることなく、PCを削除（PCのすべての機能をフリーズさせて、キーボード、画面、カメラ、タッチパッドなどのPCコンポーネントを物理的に削除すること。）できること。</p>	<p>タッチスクリーンを利用すると画面が汚れます。それを清掃使用した時にPCを電源を切る、スリープモードにする必要があり手間がかかります。</p>	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
76	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10	②	1	<p>上下左右の上下を削除をお願いします。</p>	<p>PC内蔵型のプライバシースクリーンは、左右の覗き見防止する事ができるため。</p>	ご意見を踏まえ、検討した結果、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「②左右からのぞき見防止に対応していること。」
77	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10	④	2	<p>視野角度は65度以下であること。さらに視野角が狭いことが望ましい。</p>	<p>より覗き見を防ぐため。</p>	ご意見を踏まえ、検討した結果、視野角に関する記述は削除しました。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
78	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10	⑤	1	PC内蔵型のプライバシースクリーンは数値がないため削除をお願いします。	PC内蔵型のプライバシースクリーンは、光線透過率は数値が存在しないため、またタッチもペンも使えます。市販の覗き見防止フィルタを使用すると、タッチの反応やペンが使えない（反応が極端に悪くなる）等の不都合が生じます。	ご意見を踏まえ、検討した結果、光線透過率に関する記述は削除しました。
79	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10	⑥	1	PC内蔵型のプライバシースクリーンは数値がないため削除をお願いします。	PC内蔵型のプライバシースクリーンは、反射率は数値が存在しないため、またタッチもペンも使えます。市販の覗き見防止フィルタを使用すると、タッチの反応やペンが使えない（反応が極端に悪くなる）等の不都合が生じます。	ご意見を踏まえ、検討した結果、反射率に関する記述は削除しました。
80	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	10	⑦	1	PC内蔵型のプライバシースクリーンは数値がないため削除をお願いします。	PC内蔵型のプライバシースクリーンは、表面硬度は数値が存在しないため、またタッチもペンも使えます。市販の覗き見防止フィルタを使用すると、タッチの反応やペンが使えない（反応が極端に悪くなる）等の不都合が生じます。	ご意見を踏まえ、検討した結果、表面硬度に関する記述は削除しました。
81	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	12	①	2	重量は1200g以下であること。（覗き見防止フィルタを使用時はそれを含めた重量にする）	持ち運びを考えると1300gは重い。重量と堅牢性のバランスが重要で米軍調達基準でMIL-STD-810Hの対応したPCが望ましい。	ご意見を踏まえ、検討した結果、端末要件（詳細仕様）中の重量に関する記述を以下のとおり変更しました。 「①端末本体の重量（物理的なプライバシーフィルタの重量含む）が1,300g以下であること。」
82	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2	4	①	1	スタンド取付時 幅50cm以内×高さ40cm以内×幅20cm以内	高さのみの仕様緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ、検討した結果、端末要件（詳細仕様）以下のとおり変更しました。 「①スタンド取付時 幅50cm×高さ40cm×奥行20cm程度」
83	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書（案）	2	6&7			2	* 端末構築期間後～配布完了までの期間（令和4年10月～令和5年12月の15か月間）が長期にわたるため、随時、Windows の月次累積パッチの適用、BIOS、ドライバのバージョンアップについて、追加のキータッチ対応が必要かと思われます。また令和4年10月以降にWindows 11の次期メジャーバージョン22H2がリリースされるかと思われますが、採用される場合の対応についても検討が必要です。	検証直後の、現地でのエンドユーザーによるアップデート作業が緩和されます。	ご意見として承りました。
84	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書（案）	4	10	(5)		1	保守対応受付時間は、開庁日（土曜、日曜、祝日、国民の休日、開庁日を除く。）の9時～17:30時とし、時間外については空開庁日に対応すること。	保守窓口時間が17:30までのため、仕様の緩和を希望します。	ご意見のとおり仕様書の10-（5）を以下のとおり変更します。 「保守対応受付時間は、開庁日（土曜、日曜、祝日、国民の休日、開庁日を除く。）の9時～17時とし、」
85	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書（案）	4	10			2	調達台数が多いため、GSS端末の専用のホットライン（専用の電話番号）とテクニカルサポートマネージャのアサインを検討しています。ベネフィットとしては、PCのハードウェア障害発生時に、専用コール窓口にて迅速な障害受付を行います。また、修理が発生した場合、引き取り先と戻し先が異なっても柔軟に対応することができます。その際、あらかじめお客様から提供されたハードウェア構成情報、稼働台数、障害履歴などを参考にしながら対応するので、一から説明する必要がなく、スムーズな迅速な問題解決が実現します。また、月次の障害レポートの提示も可能です。（別添資料1参照）この内容を加算項目の検討をお願いします。	お客様の環境や状況を把握した担当者が対応するので、スムーズで迅速な問題解決が可能になります。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
86	意見	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書（案）	5	10	(10)		2	保守開始日をリース開始日と同日に変更できること。	長期にわたっての導入になるため導入タイミングにあわせて形を推奨いたします。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
87	意見	O2-1_別添資料1_端末等要件（詳細仕様）	2	2	1		2	以下の通り、変更をご検討頂く事は可能でしょうか。 「第8世代クアッドコアIntelCorei5 同等又はそれ以上のIntel 又はAMD のプロセッサであること。」 ↓ 「CPUは、Intel Core i5シリーズ 第11世代プロセッサ以上又はAMDのプロセッサであること。」	向こう4年間の利用を考えると最新のプロセッサをご利用いただく事でより安定したご利用環境を実現できると考えられるため。	ご指撥を踏まえ検討した結果、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「①第11世代クアッドコアIntelCorei5同等又はそれ以上のIntel又はAMDのプロセッサであること。」
88	意見	O2-1_別添資料1_端末等要件（詳細仕様）	2	2	2		1	ディスプレイは「12インチ以上」に変更をご検討頂く事は可能でしょうか。	市販のパソコンのメインディスプレイサイズは12インチ前後も含まれるため、サイズの記載を広げたいと多く競争が激しく調達となり幅広くご検討頂く事が可能となると考えられるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
89	意見	02-1_別添資料1_端末等要件(詳細仕様)	3	13	8		4	「IT機器等において不正なファームウェア等のプログラム等による更新ができない機能を有していること。」についてUEFIファームウェアの設定(例えば組み込みデバイスの無効化)をクラウドの機能を使って実施し同時にユーザーが変更できないように設定を保護されることもご検討いただくのはいかがでしょうか。	UEFIファームウェアの設定はセキュリティを向上させるために非常に大切な設定となります。クラウド経由でリモートからUEFIファームウェアの設定を制御できることにより端末を配布した後UEFIの設定の変更が必要になった場合にも柔軟に対応することが可能と考えます。また、ユーザーの不注意によるファームウェア設定を防ぐことも重要と考え別途調達される運用の観点からも柔軟な対応が可能になると考えます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
90	意見	02_調達仕様書(案)	3	7	1		4	キックオフの方法としてクラウドの機能を使って、出荷状態のWindows10に対する各種初期設定、アプリケーションのインストールを実施できる選択肢も追加いただくのはいかがでしょうか。	各種初期設定をクラウド経由で行うことも選択肢に加えることにより、デバイスをユーザーに送付してクラウド経由で初期設定し、使用開始することができるため別途調達される運用の観点からも柔軟な対応が可能になると考えます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
91	意見	02_調達仕様書(案) ただし、円滑な作業を実施するため、納入機器については、令和4年5月1日までに確保すること。	2	6			1	「令和4年5月1日までに確保することが望ましい」と仕様の緩和をお願いできませんでしょうか。もしくは最低限5月1日までに確保しないといけない台数を指定(例えば5,800台)いただく事をご検討いたします。	昨今の半導体不足の影響で端末調達納期が不安定となっております。 令和4年5月1日までに全台(26,820台)納入は厳しい状況が想定される為。	端末の納入台数については、調達仕様書「図-1 GSS端末納入スケジュール」をご参照ください。 本省分については、令和4年7~9月で計8,666台納品いただくこととなります。 また、「確保」については、GSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるよう手配、体制等を構築することを意味しています。
92	意見	02-1_別添資料3	3	1	(5)		1	LAN端末管理台帳に、MACアドレス一覧を記入する旨をご提案致します。	セキュリティ製品等で制限をかける場合等で必要となった場合に、GSS運用業者の負担(工数)を減らすことが可能となるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
93	意見	調達仕様書(案)	4	10	(7)		1	「納入した機器に係る保守対象(保守条件に基づき受注者の責任において追加費用なしでの故障修理の対象)は、機器本体全ての部品及び付属品(ACアダプター、電源コード等)とする。」とありますが、機器の付属品については保守対象外としていただけませんかでしょうか。	ご記載の付属品を保守の対象とするメーカーも複数あり、ご提案可能な機器が限定される可能性があります。幅広い選択肢の中からご提案が可能となり、より多くの競争参加が促されるよう、ご要件の緩和をご検討いただくをお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり仕様書の10-(7)を変更しました。 「納入した機器に係る保守対象(保守条件に基づき受注者の責任において追加費用なしでの故障修理の対象)は、機器本体とし、」
94	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	2	2			2	「2 GSS 端末の基本要件」表内の「1.主要要件 ③」のご要件を以下に変更いただくことを推奨します。 <変更後のご要件案> ③ 256GB 以上のSSD 又はNVMe 暗号化 ストレージであること。	暗号化機能付きのストレージを搭載する場合、端末の紛失・盗難が生じた際、ディスクの直接解析を行われても、暗号化された状態でデータが保存されているため、データの読み出しが困難となります。セキュリティ面を考慮し、本ご要件の変更を推奨します。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
95	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	2	2			2	「2 GSS 端末の基本要件」表内の「3.セキュリティ」のご要件に以下の仕様を追加いただくことを推奨します。 <追加のご要件案> ④USB、LAN などの不要ポートの使用が制限可能なソフトウェアを標準提供していること。	他の端末や電子媒体へのデータのコピー・移動を制限するため、セキュリティ面を考慮し、本ご要件の追加を推奨します。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
96	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2			1	「2 GSS 端末の基本要件」表内の「9.外付けマウス ④」の以下ご要件を削除いただけませんかでしょうか。 <削除対象のご要件> ④ サイドボタン (2つ) を備えていること。	サイドボタンが無いメーカー純正の取り扱えるマウスも多数あり、ご提案可能な機器が限定される可能性があります。幅広い選択肢の中からご提案が可能となり、より多くの競争参加が促せるよう、ご要件の緩和をご検討いただきたいと思います。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
97	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2			4	「2 GSS 端末の基本要件」表内の「10.のぞき見防止フィルター ②」の以下ご要件を削除いただけませんかでしょうか。 <削除対象のご要件> ② 画面に貼られた状態で納品されること。	フィルタの画面貼り付けは、キックオフ作業を実施される「GSS運用事業者」様にてあわせて実施いただくことを推奨します。 本調達事業者が行う場合、納入前に端末の封印作業が発生するため、余分なコストの追加が考えられます。端末納入後、「GSS運用事業者」様による一連のキックオフ作業の中で開封時に実施いただく方が効率的かと考えますので、本ご要件は削除いただくことを推奨します。	物理的なプライバシーフィルターは別々の納品とし、以下の記載を削除しました。なお、プライバシーフィルターは利用者自ら貼付ける想定です。 「②画面に貼られた状態で納品されること」
98	意見	調達仕様書(案)	4	9	(2)		1	「受注者は、GSS運用事業者が行う納入機器のインストール用マスタ媒体の設計及び作成に関し、技術的支援を行うこと。」とございますが、責任分界点が非常に曖昧となります。受注者がマスタの作成とキックオフ作業を実施するという仕様に変更とできませんでしょうか。	今回の調達には台数も多く期間も長いので、端末納入業者がマスタの設計、キックオフ作業を実施することを推奨いたします。仕様検討のほどよろしく申し上げます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり仕様書の9-(2)を変更しました。 「受注者は、GSS運用事業者が行う納入機器のインストール用マスタ媒体の設計及び作成等に関し、ドライバの不具合等が想定される場合等において、デジタル庁からの質疑回答、照会に対し、適切に回答すること。」

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
99	意見	調達仕様書(案)	4	10	(7)	1	1	「納入した機器に係る保守対象（保守条件に基づき受注者の責任において追加費用なしでの故障修理の対象）は、機器本体全ての部品及び付属品（ACアダプター、電源コード等）」とございますが、機器の付属品については保守対象外としていただけますでしょうか。	付属品保守を対象外とするメーカーがほとんどであると考えます。付属品に関しましては有償での対応のご検討をお願い致します。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり仕様書の10-(7)を変更しました。 「納入した機器に係る保守対象（保守条件に基づき受注者の責任において追加費用なしでの故障修理の対象）は、機器本体とし、」
100	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2		1	1	「2 GSS 端末の基本要件」「9.外付けマウス④」の以下ご要件を削除いただけますでしょうか。 ④サイドボタン（2つ）を備えていること。	メーカー純正の取り扱いは、サイドボタンが無い場合ほとんどであると考えます。保守対応を考慮し純正品での対応と仕様書の緩和を検討いたします。また、サードパーティ製のマウスの場合、保守対応が難しいため予備品の個数の記載をお願い致します。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
101	意見	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	3	2		4	4	「2 GSS 端末の基本要件」「10.のぞき見防止フィルタ②」の以下ご要件を削除いただけますでしょうか。 ②画面に貼られた状態で納品されること。	フィルタの画面貼付作業は、通常キッティング作業を実施されます。受注者が行う場合、物理的なプライバシーフィルターは別々の納品とし、以下の記載を削除しました。なお、プライバシーフィルターは利用者自ら貼付ける想定です。 「②画面に貼られた状態で納品されること」	物理的なプライバシーフィルターは別々の納品とし、以下の記載を削除しました。なお、プライバシーフィルターは利用者自ら貼付ける想定です。 「②画面に貼られた状態で納品されること」
102	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	5		4	4	「当該構築期間は令和4年10月に本省に対し導入する端末約5,800台に対するものであり、地方機関約1,200拠点については、令和4年10月から令和5年12月まで毎次端末を配備するものとする。」との記載があるが、いつまで何台の端末を用意すればよいのかご教示をお願いします。また、予備機を考慮している場合は、その台数も分かるように回答をお願いします。	導入に関して納期等が不明確のため、提供可能かどうかの判断がつかないため。	端末の納入台数については、意見招請を踏まえ修正した仕様書の7-(1)「図-1 GSS端末納入スケジュール」をご参照ください。
103	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	6		4	4	「令和4年10月1日から令和8年9月30日まで」との記載があるが、GSS 端末26,820台（借入）と液晶ディスプレイ250台（購入）のリース開始が、10月となっているように読み取れますので正確な数量とリース開始日の記載をお願いします。	期間及び数量によって、リース料率、保守期間、保守費用が変わるため。	端末の納入台数については、意見招請を踏まえ修正した仕様書の7-(1)「図-1 GSS端末納入スケジュール」をご参照ください。
104	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	9		2	2	端末導入時のキッティング(複製業務)や展開等の役割は本業務に含めて頂けないでしょうか。	単純なマスターを複数端末にコピーするといった端末導入時のキッティングや展開作業を、本業務で行うことで、初期不良発生時に対処スピード、費用においても効果的と考えます。また、本業務に含められない場合、メーカーからの故障率の提供をお願いいたします。別業者で実施されるキッティング業務の工数を正確に算出できないため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、端末のキッティング等は本業務に含めないこととします。
105	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	9		2	2	保守範囲があいまいな部分があり、別途調達が必要とされている「令和4年度ガバメントソリューションサービスの運用・保守一式」との責任分界点があいまいなため、正確に記載をお願いいたします。具体的には、リース期間中のドライバ、BIOS、セキュリティチップ等の提供については、本業務で対応する理解で良いでしょうか？また、上記対応のために定期的な情報提供義務も本業務に含まれるべきと考えています。	本業務の責任範囲が不明確となっている部分があり、どの調達で責任を取るべきなのかを明確化したいため。例えばドライバの不具合で動作しない等があった場合、通常であれば端末提供側の業務になるべきですが、そうならない可能性があります。	リース期間中におけるドライバ、BIOSの最新バージョンの提供については、受注者が実施する想定です。ただし、端末のBIOS、ドライバ等のバージョンアップはGSS運用保守事業者にて対応することと整理しています。
106	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	9	(3)	4	4	「機器の引渡しにあたっては、デジタル庁に機器の取扱方法等について説明を行うこと。」との記載があるが、ドキュメントの種類、内容についてご教示ください。	見積対応のため。	ご質問を受け、仕様書の9-(4)の以下の記載は削除しました。 「(4) その他 機器の引渡しにあたっては、デジタル庁に機器の取扱方法等について説明を行うこと。」
107	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	4	10	(6)	4	4	保守に関する記載がございますが、調達数は予備機を含んだ数量という理解でよろしいでしょうか。その場合、予備機台数を明確化していただけますようお願いいたします。なお、予備機調達に加え、保守を必要とする理由があればご教示ください。また、保守が必要な場合、保守要件を明確化していただけますでしょうか。例えば、期間やオンサイトなのかセンドバックなのか、拠点ごとに保守内容を変更する必要があるか等。	見積対応のため。また、有益な提案をしたいので、技術提案とする場合もどのようなケースが弊者が高いのか明確化をお願いします。	当庁で想定する予備機を含んだ台数となりますが、組織変更等による増員を考慮した台数となっています。なお、予備機に加え保守を必要とするのは、端末故障時に迅速に代替機を抽出し、業務継続性を担保する目的となります。
108	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	5	11	(3)	4	4	「入札日以降、バージョンアップ等が実施され、入札とおり納入することができなくなった製品については、担当部署の了承の上、代替品を納入すること。」との記載があるが、代替え製品については、同等以上であれば別メーカーでもよいと考えています。また、上記状況を回避するため、ベンダーより納期をコミットできる証明書の提示を入札時に提示必須とするべきと考えます。	製品指定につながる恐れがあり、公平な競争性が担保されないため。	代替品については、諸事情を総合勘案し決定することとします。また、納期をコミットする証明書については、提示を求めるとし、仕様書の6に以下のとおり記載しました。 「令和4年5月1日までにGSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるような手配、または体制等を構築したうえで、これを証明する書類を提示すること。」
109	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	6		4	4	機種については、昨今の半導体の供給不足の影響により納期遅延も予想されることから1機種ではなく、2機種や3機種でも提案可能して頂けないでしょうか。	多くのベンダーから提案を受けるために有効な手段と考えるため。	マスタ作成及び管理の工数を最小化するため、1機種だけの提案が必須となります。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
110	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	4	1			4	「想定機種 Elite Dragonfly G2」や「想定機種・I/O テーラLCD-MF224EDW・PFINCEITONPTFWLT-22W・iyama ProLite E2282HS-B1」の記載については、削除頂けないでしょうか。	製品指定につながり、公平な競争性が担保されないため。	想定機種については製品指定する性質のものではなく、あくまで実源の製品の具体的な明示する性質のものであり、仕様書に記載の要件を満たす機種であればよいと、原案といたします。
111	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2			4	「①13 インチ以上のサイズであること。」との記載があるが、この記載であると14インチも含まれることになるため、持ち歩きの際に、女性の鞆にはならない場合も生じる可能性があります。そのため、厚みや幅等を含めて、要件を明確規定頂けないでしょうか。	要件が曖昧な部分があるため、明確化が必要と考えます。また、要求スペック以上の提案があった場合は、優良な提案が評価されないこととなるため、提案書の加減等検討いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討しましたが、原文とおりといたします。
112	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	5	11	(3)		4	「起動後良好な運用ができる操作性の良い端末とし、農林水産省の職員が業務で支障なく使用できるもの」との記載があるが、こちらに記載されているスペックであれば、導入されるシステム側で必ず動作すると考えてよろしいでしょうか。	動作しない場合に誰が担保をとるのか明確化するため、動作しない場合も含めて、動作保証を本業者に求めるもしくは、動作しない場合のリスクを極めて、本業務に端末キッティング等の役割を入れるのが一般的であると考えます。	ご認識のとおり、記載のスペックを満たす場合は支障なく動作することをご理解ください。
113	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料3	3	1			4	成果物一覧に故障報告書、機密の取扱方法等について説明資料を追加頂けないでしょうか。また、定期的なBIOS等々のセキュリティ上懸念となる情報提供についての成果物として定期的に提供すべきと考えます。	成果物一覧には、きちんと仕様書や要件定義書で要求されている役割についての、成果物提出を定義されるべきである。品質低下を招くため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
114	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	4	10	9	②	1	「天災」を保守対象範囲から除外をお願いします。	PCメーカーのサポートオプションでも対象外となる為。	ご意見のとおり天災（風災、水災等）は、保守対象外としますので、仕様書の1-(9)から削除しました。
115	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	4	10	9	②	4	「異物による破損、故障」とはどういった状況を想定されていますでしょうか？		キーボード上にペン等の異物を置いたまま画面を開いた場合等の液晶の割れ、キーボード破損等を想定していましたが、今回のご質問を踏まえ、仕様書の1-(9)から削除しました。
116	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	4	10	9	③	1	「バッテリーバック、乾電池の自然消耗。」を保守対象範囲から除外をお願いします。	PCメーカーのサポートは標準で1年間で、オプションサービスでも3年間までの保証となる為。	ご質問を踏まえ保守対象外とするため、仕様書の1-(9)から削除しました。
117	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書（案）	4	10	9	④	1	「キーボードの文字の擦れ」を保守対象範囲から除外をお願いします。	PCメーカーのサポート対象外となる為。	ご質問を踏まえ保守対象外とするため、仕様書の1-(9)から削除しました。
118	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	1	①	4	「第8世代クアッドコアIntelCorei5同等」の「同等」は、何を意図しますでしょうか？ Passmarkのスコアが同等であればよいでしょうか？		以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。「同等」とはPassmarkのスコアにて判断いただくようお願いいたします。 「①第11世代クアッドコアIntelCorei5同等又はそれ以上のIntel又はAMDのプロセッサであること。」
119	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2	5	①	1	「NanoSIMのSIMスロットを搭載していること」について、「NanoSIMもしくはMicroSIMのSIMスロットを搭載していること」に緩和いただけませんか？	提案を予定している製品には、NanoSimが採用されていない為。	ご意見を踏まえ、以下の下線箇所を端末要件（詳細仕様）に追記しました。 「①物理SIMのスロットとしてNanoSIMもしくはMicroSIMのSIMスロットを搭載していること。なお、eSIMにも対応していることが望ましい。」
120	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2	10	①	1	のぞき見防止機構は「ソフトウェア的なのぞき見防止対策」も可とする形に変更をお願いします。	タッチパネル対応の液晶ディスプレイに、光学的なフィルムを貼り付けた場合、原理的にフィルムが干渉する形となりタッチパネルの持つ本来の感度が得られないことが考えられます。また、フィルムはタッチ操作、開閉による傷の付着などの経年変化により視覚性が損なわれます。 液晶ディスプレイパネル自体がもつ、電氣的な切り替えての狭視野角を実現しているPCがありますが、このタイプは消費電力が多くバッテリー駆動時間本件が求めるモバイル端末としての要件を損なう可能性があります。 これらの理由より、のぞき見防止対策を光学的な手法だけに限定せず、「ソフトウェア的な対策」として頂くことを希望します。	ご意見を踏まえ、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「①のぞき見防止のため電子的なプライバシーフィルター機能を内蔵していることが望ましいが、タッチパネルに対応する着脱可能なプライバシーフィルターも可。」
121	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2	10	①	1	利用時の状況により取り外し・再取り付け可能な「着脱可能型」を加えて頂きたいとお願います。	シートタイプの接着型で剥がした場合に再貼り付けが困難な「貼り付け型」は、タッチ操作、開閉による傷の付着などの経年変化により視覚性が損なわれます。 前面貼り付け型は、利用者による再貼り付けが実できません。 よって、「着脱可能型」も可とする要件の変更を希望します。	ご意見を踏まえ、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「①のぞき見防止のため電子的なプライバシーフィルター機能を内蔵していることが望ましいが、タッチパネルに対応する着脱可能なプライバシーフィルターも可。」
122	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2	8	①	2	「JETA2.0測定において、20時間以上駆動とすること」と修正頂きたいとお願います。	現在記載されている「通常の使用において9時間以上使用できること。」に対して、各メーカーがカタログ値としているJETA2.0測定の時間から実動作は半分程度が見込まれるため、変更希望します。	ご意見を踏まえ、以下のとおり端末要件（詳細仕様）を変更しました。 「JETA2.0測定において、17時間以上駆動とすること。」

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
123	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	4	10	(6)		1	借入期間終了時に返却される際には故障機器は全て修理済みと解釈してほしいでしょうか。	貸借借の場合、故障機器は修理して返却が通例のため	ご認識のとおり、修理済みとする予定です。
124	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	2	6			1	借入期間終了時に返却される端末のデータ消去は本調達の範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確にするため	借入期間終了時の端末の回収、データ消去は本調達の範囲内になります。以下のとおり仕様書の16-⑧-③に追記しました。 「③ 貸借借期間満了後の措置 貸借借期間が終了した機器等については、当庁にて本省を含む約80拠点に集約させる想定であるため、受注者は貸借借期間終了までに担当部署と協議の上、回収日を決定し、約90拠点から機種の回収を行うこと。なお、拠点における端末の台数確認は当庁にて実施するため、受注者は自ら指定する端末の回収場所への端末の配送と指定場所での端末台数の総数確認を実施すること。また、受注者は貸借借期間満了後3か月以内に端末のデータを復元不可となるよう事前にデジタル庁と合意した方法にて消去するとともに、データ消去証明書を担当部署に提出し、データ消去の確認を得た上で端末を引き取ること。」
125	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	1			2	「『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』（平成31年2月8日変更閣議決定）に対応していること。」と記載がありますが、最新の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）となっております。そのため令和3年2月19日変更閣議決定の基準に対応に変更をお願いします。	基本方針等最新化するべきであると考えため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり端末要件（詳細仕様）の記載を変更しました。 「『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』（令和3年2月19日変更閣議決定）に対応していること。」
126	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2			13	マウスは保守対象外という認識で大丈夫でしょうか？	保守範囲を明確にしたいため。	保守対象は端末本体のみとなります。
127	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	3	8	(3)	②		検収タイミング、条件についてご教示頂けないでしょうか。	本省、地方で納品日、リース開始日が異なるため、どのタイミングで検収になるのか、どういった条件で検収になるのか確認したいため。	端末の納入台数については、意見招請を踏まえ修正した仕様書の7-(1)「図-1 GSS端末納入スケジュール」をご参照ください。当該シートに記載の台数を各月の初めに当庁で用意するキックオフセンターへ納品いただくこととなります。
128	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	4	10	(6)		4	保守については予備機台数を明確化して、その故障率に前して保守が必要かどうかを判断頂けないでしょうか。本案件は、買取ではなくリースでの調達となるため、リース満了時に万が一故障機があった場合、その故障機に対する賠償等を明確することにより、必ずしも保守が必要ではないと考えため。	費用コストを重視した調達になるべきと考えため。	ご意見は、今後の調達の参考とします。
129	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	3	2	12		4	「①重量が1,300g以下であること。」については、提案する構成における実測値という事で理解でよろしいでしょうか。タッチパネルやLTEや画面保護シート等で重量が増えるため。	1.3kg以下は持ち運びを考慮したうえで、バッテリー以外を除いた提供する構成での実測値を要件としていると考えため。	ご意見を踏まえ、検討した結果、重量に関する記述を以下のとおり変更しました。端末本体（ACアダプターを除く）と物理的なフレイバシフィルター（重量の合計値が1,300g以下であることを要件として、端末要件（詳細仕様）を修正しました。 「①端末本体の重量（物理的なフレイバシフィルターの重量含む）が1,300g以下であること。」
130	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	4	1			2	ディスプレイは「③10点マルチタッチに対応していること。」と記載がありますが、こちらは360度回転するモデルが必要とどの理解で正しいでしょうか。	職員の方の使い方を想定した場合、IPAT等と2台持ちになっているケースも多いことから、効率化を図るため	360度回転するモデルである必要はありません。
131	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	7	16	(1)	①	1	受注者のうち、本調達を担当する部署又は事業所は、ISO9001の認証又はCMMIレベル3相当以上の組織的な品質管理体制を有することとあるが、受注者（契約者）がISO9001を有することは必須条件でしょうか。		ご意見を踏まえ、以下のとおり仕様書を変更しました。 「受注者のうち、本調達を担当する部署又は事業所は、CMMIレベル3相当以上の組織的な品質管理体制を有すること。」
132	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1	2	2	GSS端末の基本要件	2, ディスプレイ	1	「③10点マルチタッチに対応していること。」とありますが、マルチタッチディスプレイの使用用途はどのようなものでしょうか。	マルチタッチディスプレイに特段の使用用途がない場合、オーバースペックになり費用が高くなってしまいますため、使用用途がない、または限定的である場合、仕様から外した方がより適した機器を提案できる可能性があるため。	OneNote等のアプリケーションでの手書きメモの作成やTeamsのホワイトボード機能等によりWeb会議での手書きによるスケッチを会議参加者に共有する等の用途を想定しています。また、会議資料閲覧時のピンチイン、アウト等の自発的な操作も想定しております。
133	質問	別添資料1_端末等要件（詳細仕様）	-	2	6	-	1	端末のOSはWindows10Enterprise64Bit版で問題ないでしょうか。	令和8年（2026年）9月30日までの借入期間と記載されておりますが、現時点でWindows10の延長サポート期限は2025年10月のため借入期間までの利用はOSサポート切れの懸念があります。運用中にバージョンアップを行うことが想定されているのであれば問題ありません。	運用中にバージョンアップ予定です。
134	質問	調達仕様書(案)	-	16	8	①	1	ivに記載の管理台帳とは、「別添資料3_成果物一覧」のLAN端末管理台帳の認識です。本管理台帳について、端末納入時の端末およびOSのサポート期限のみの記載で問題ありませんでしょうか。	端末はすべて同じ機種、同じOSのため、導入箇所の管理は不要の認識のため。	ご認識のとおり導入箇所の記載は不要です。
135	質問	-	-	-	-	-	2	損害賠償の上限は、契約金額を上限とする認識でよろしいでしょうか。	責任範囲を明確にするため。	本件契約後に作成する契約書中の損害賠償に係る記載箇所に従って対応することとなります。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
136	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書 (案)	2	6&7			1	GSS 端末の借入期間は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までとなっておりますが、リース期間の延長の可能性はありますでしょうか？	DragonflyG2の販売終息が2022年8月末となっております。通常保守（部品供給）の対応期間が、令和9（2027）年8月末迄。2022年8月末から販売終息で5年までのサポートが標準となります。	今後のガバメントソリューションサービスの運用状況にもよりますが、リース期間延長の可能性はあります。
137	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書 (案)	3	7			1	別調達の「GSS 運用事業者」の仕様書案はいつ頃できてきますでしょうか？	保守の観点から、端末保守事業者とGSS運用事業者は、一緒にすべきだと思います。保守と配送の観点から、事業所を別々にすると二重でコストがかかるため、再考して頂く事を希望します。	現在、以下において入札公告を掲載しておりますので、ご参照ください。 https://www.digital.go.jp/procurement
138	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書 (案)	4	10	(2)		1	保守については、デジタル庁が別途調達するGSS運用事業者が農林水産省の本省、地方機関から故障端末を引き取りし、弊社の工場で修理は可能です。その際はSSDの中身は、データが入ったままの状態で、データの入ったPCを受取、修理は対応可能ですが、弊社側でデータ消去は対応ができません。その際の適切なフローについてどう考えていますか？	セントバック保守が不明確なため、確認をさせていただきます。	セントバック（引き取り保守）の前提として、故障端末のデータを消去の上、端末事業者の指定場所へ発送する予定です。ご質問を踏まえ、仕様書の10-(2)を以下のとおり修正しました。 「保守については、受注者が用意した運送事業者がGSS運用事業者拠点から故障端末を受領のうえ、受注者が指定する場所に送付するため、受注者は保守期間において、当該故障端末を修理の上、GSS運用事業者拠点へ送付すること。」
139	質問	ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書 (案)	4	10	(4)		1	「保守時に交換して不要となった部品については、内部に残っているデータを解読できないよう適切な処置を講じた上で処分すること。また、データを解読できないようにするために行う手順について、データ消去手順書を作成し、デジタル庁の承認を受けること。」と記載がありますが、この記載は必要なのでしょうか？	SSDのデータが消去できないものはどういった対応をされるのでしょうか？この内容を対応する必要はないのでしょうか。見解を教えてください。	当該記載は必要です。電源が入らなすSSDのデータ消去ができない故障機については、スポットでのオンサイト保守を想定しています。
140	質問	O2-1_別添資料1_端末等要件（詳細仕様）	2	2			1	ペンが必要でしょうか。	タッチ型のディスプレイの場合、ペンもあわせてご利用いただく事で業務効率性が見込めるため。	不要です。
141	質問	O2_調達仕様書 (案)	2	5			1	端末展開においてクラウドサービス経由でのキッティングは想定されておりますでしょうか。	クラウドサービス経由でのキッティングにも対応した端末が必要が確認させていただきたい。クラウドサービス経由でのキッティングですと従来のキッティング方法と比べ、コストと工数を大幅に削減できる可能性がございます。特に今回は配布地点が全国各地に散らばっており、キッティング業者の現場作業の効率化に有効であると考えており、別途調達される運用の観点からも柔軟な対応が可能と考えております。	想定していません。
142	質問	O2_調達仕様書 (案)	2	6			1	「納入機器については、令和4年5月1日までに確保すること」こちらの記載ですが、令和4年5月1日までに、「3 品名及び数量」に記載されている26,820台を確保する必要があるか、もしくは令和4年5月1日から導入される5,800台の確保のどちらを意図された記載が確認させていただきます。また、確保の定義は、指定場所に納品する必要があるか、確保している証明書をご提示させていただく事を意図されているかあわせて確認させていただきます。	-	端末の納入台数については、意見照請を踏まえ修正した仕様書の7-(1)「図-1 GSS端末納入スケジュール」をご参照ください。本書がいつかは、令和4年7～9月で計5,866台納品いただくこととなります。また、「確保」については、GSS端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるよう手配、体制等を構築することを意味します。また、確保していることについて当該事実を証するなんらかの文書の提出をお願いします。
143	質問	O2_調達仕様書 (案) なお、GSS 端末はデジタル庁が指定する端末への指定実施場所（キッティングセンター（仮称））へ納入することとするが、納入の時期、数量については、デジタル庁と協議の上、決定するものとする。	3	7	(1)		1	納入先のキッティングセンター（仮称）は1カ所を想定すればよろしいでしょうか。	配送費用に影響する為	キッティングセンターは1カ所を想定しております。
144	質問	O2_調達仕様書 (案) 個人情報保護委員会との観点での納入の時期、方法についてはデジタル庁と協議の上、決定するものとする。	3	7	(2)		1	ディスプレイ納入は開梱、設置、ケーブル配線（電源）まで含まれる認識でよろしかったでしょうか。	現地納入工数、費用に影響する為	ディスプレイは開梱、机上への設置、資産管理シールの貼りつけ、段ボール等の資材の回収を業務として想定しているため、以下のとおり仕様書の7-(2)に追記しました。 「液晶ディスプレイは令和4年9月に当該拠点に納品するものとする。なお、納品にあたっては開梱、机上への設置、当方で用意する資産管理シールの貼りつけ及び段ボール等の資材の回収を実施すること。」
145	質問	O2_調達仕様書 (案) 受注者は、GSS運用事業者が行う納入機器のインストール用マスタ媒体の設計及び作成に際し、技術的支援を行うこと。	4	9	(2)		1	「技術支援」とは具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。マニュアルの提供、ドライバーの提供等、情報提供が主な支援業務と想定してよろしいでしょうか。	マスタ作成支援の工数積算の為	ドライバ等の不具合等が想定される場合、デジタル庁からの問合せに対し、受注者が技術的な見地から原因究明、対応等を行うことを想定しています。
146	質問	O2_調達仕様書 (案) 保守については、デジタル庁が別途調達するGSS運用事業者が農林水産省の本省、地方機関から故障端末を受領のうえ、受注者が指定する場所に送付するため、受注者は保守期間において、当該故障端末を修理の上、キッティングセンター（仮称）へ送付すること。	4	10	(2)		1	受注者が指定した場所に、故障機が届いてから何営業日以内にキッティングセンター（仮称）に送付する必要があるでしょうか。ベストエフォートの認識でよろしかったでしょうか。	保守体制構築時の条件を明確にする為	ご認識のとおり、ベストエフォートです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
147	質問	O2_調達仕様書(案) 「保守時に交換して不要となった部品については、内部に残っているデータを解読できないよう適切な処置を講じた上で処分すること。また、データを解読できないようにするためにを行う手順について、データ消去手順書を作成し、デジタル庁の承認を受けること。」	4	10	(4)		1	承認された手順で消去を実行後、データ消去の証明書発行は必須という認識でよろしかったでしょうか。	口述で収集したデータの消去後に証明書の提示が必要となっているため、保守対応時にも同様な作業が必要と思われるが、記述が無いため。	ご認識のとおり必須です。ご質問を踏まえ、仕様書の10-(4)の下線箇所を追記しました。 「保守時に交換して不要となった部品については、内部に残っているデータを解読できないよう適切な処置を講じた上で処分すること。また、データを解読できないようにするためにを行う手順について、データ消去手順書を作成し、デジタル庁の承認を受け、消去した場合は、消去証明書を出すこと。」
148	質問	調達仕様書(案)	2	6			1	「6 GSS 端末の借入期間」におきまして、「納入機器については、令和4年5月1日までに確保すること。」とございますが、「確保」とは、令和4年5月1日時点でキッピングセンターへ「GSS 端末 26,820 台」の全ての納入が必要ということでしょうか。端末数を鑑み、非常に短期間で納入対応と想定されるため、別途キッピングセンターへの納入予定時期がございましたらご教示いただきたくお願いします。	端末の必要な時期を明確化し、製造計画など検討・調整が必要なため納入予定時期についてご教示いただきたくお願いします。	端末の納入台数については、意見招請を踏まえ修正した仕様書の7-(1)「図-1 GSS 端末納入スケジュール」をご参照ください。 本省分については、令和4年7～9月で計5,866台納品いただくこととなります。 また、「確保」については、GSS 端末26,820台を指定した期日までに確実に納入できるよう手配、体制等を構築することを意味します。また、確保していることについて当該事実を証するなんらかの文書の提出をお願いします。
149	質問	調達仕様書(案)	3	7	(1)		1	「デジタル庁が別途調達する運用事業者（以下「GSS 運用事業者」という）がキッピング作業を実施し、農林水産省の各拠点にキッピング済みのGSS 端末を配送することに留意する。」とありますが、以下3点についてご教示いただきたくお願いします。 ①端末について、本調達事業者は工場出荷時の箱のままキッピングセンター（仮称）納入を行えばご要件の遵守は可能と理解しておりますが、よろしいでしょうか。 ②農林水産省各拠点へのキッピング済みのGSS 端末の配送は、「GSS 運用事業者」にて実施のため、本調達範囲外という理解でよろしいでしょうか。 ③農林水産省各拠点にて、GSS 端末の配布・設置、空き箱撤去等は、本調達範囲外という理解でよろしいでしょうか。	本調達の作業範囲を明確にするためご教示いただきたくお願いします。	①ご認識のとおり、受注者が工場出荷状態の箱の状態をキッピングセンターに納入を行います。 ②ご認識のとおり、各拠点へのキッピング済み端末の配送は本調達の範囲外です。 ③GSS 端末の配布、設置は本調達の範囲外です。 一方、本省納品分については、配布会場にストックされた空き箱をまとめて回収いたします。以下のとおり仕様書の9-(3)に追記しました。 「③ 端末配布後の空き箱等の梱包材の取扱い 農林水産省本省職員への端末配布後の空き箱等の梱包材は、担当部署が指示する場所（農林水産省本省を想定）で回収し、受注者が責任を持って撤去すること。」
150	質問	調達仕様書(案)	3	7	(1)		1	キッピングセンター（仮称）は複数拠点となりますでしょうか。もしくは、1箇所になりまじでしょうか。端末の納入場所について、可能な範囲でご教示いただきたくお願いします。	運送費等の考慮が必要なため、納入場所についてご教示いただきたくお願いします。	キッピングセンターは1箇所都内を想定しています。
151	質問	調達仕様書(案)	3	7	(2)		1	「個人情報保護委員会の拠点（東京都千代田区麹町3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32、34階）において利用する。個人情報保護委員会の拠点への納入の時期、方法についてはデジタル庁と協議の上、決定するものとする。」とありますが、個人情報保護委員会様の拠点におけるディスプレイ設置・PC等の接続作業及び空き箱撤去等は本調達範囲外という理解でよろしいでしょうか。	本調達の作業範囲を明確にするためご教示いただきたくお願いします。	以下の記載を仕様書の7-(2)に追記しました。 「液晶ディスプレイは令和4年9月に当該拠点に納品するものとする。なお、納品にあたっては開梱、机上への設置、当庁で用意する資産管理シールの貼りつけ及び段ボール等の資材の回収を実施すること。」
152	質問	調達仕様書(案)	4	9	(2)		1	インストール用マスタ媒体の設計及び作成用のパソコン5台の現時点での納入希望日がございますら、ご教示願います。	端末の必要な時期を明確化し、製造計画など検討・調整が必要なため納入予定時期についてご教示いただきたくお願いします。	ご質問等を踏まえ、仕様書の9-(2)を変更しました。 「また、同媒体作成等のため、納入機器のうち、30 台を令和4年5月6日までに先行して納入すること。」
153	質問	調達仕様書(案)	4	9	(2)		1	「インストール用マスタ媒体の設計及び作成に関し、技術的支援を行うこと。」と記載がありますが、どのような内容の技術的支援が必要となるかご想定をご教示いただきたくお願いできますでしょうか。	本調達の作業範囲を明確にするためご教示いただきたくお願いします。	ご質問等を踏まえ、仕様書の9-(2)を変更しました。 「ドラバの不具合等が想定される場合において、デジタル庁からの質疑応答、照会に対し、適切に回答すること。」
154	質問	調達仕様書(案)	4	9	(3)		1	「機器の引渡しにあたっては、デジタル庁に機器の取扱い方法等について説明を行うこと。」とありますが、設定前の初期状態の端末における基本的な操作に関するご説明でよろしいでしょうか。その他、ご想定ございましたらご教示いただけますと幸いです。	本調達の作業範囲を明確にするためご教示いただきたくお願いします。	ご質問を受け、仕様書の9-(4)の以下の記載は削除しました。 「（４） その他 機器の引渡しにあたっては、デジタル庁に機器の取扱い方法等について説明を行うこと。」
155	質問	調達仕様書(案)	4	10	(1)		1	「故障対応に伴い、初期化状態への復旧が必要な場合は、初期インストール状態に戻した上で動作確認まで行うこと。」とありますが、「初期インストール状態」とは、GSS 端末のマスタ情報等設定済みの状態ではなく、パソコンメーカーの工場出荷状態（初回ご購入時の状態）という理解でよろしいでしょうか。	本調達の作業範囲を明確にするためご教示いただきたくお願いします。	ご認識のとおりです。ご質問を踏まえ、以下のとおり、仕様書の10-(1)を変更しました。 「故障対応に伴い、初期化状態への復旧が必要な場合は、メーカ出荷状態に戻した上で動作確認まで行うこと。」
156	質問	調達仕様書(案)	13	16	(8)	①ツ	1	「機器等において不正なファームウェア等のプログラム等による更新ができない機能を有していること。」と記載がありますが、以下についてご教示いただきたくお願いします。 ①本機能は本調達端末単体にて標準機能を有している必要がありますでしょうか。もしくはGSS 全体として何らかの機器により実現されるため、本調達端末の標準機能として有していただく必要はございませんでしょうか。 ②本機能を端末にて実現する場合、弊社は「Secured-core PC」対応モデルの端末で検討を行っておりますが、この場合「調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)」の「2 GSS 端末の基本要件 6 ソフトウェア」に記載のある「Windows 10 Enterprise」の利用が不可となります。「ボリュームライセンスによるプリインストールOS以外のライセンスプログラムの利用不可」。本ライセンス条件に本機能の実現が必要な場合、どのような機能で実現をご想定されているかご教示いただけますでしょうか。	ご要件の遵守が可能なご提案機器の選定を行うためご教示いただきたくお願いします。	当庁ではWhite Globe及びIntuneによるOSイメージの展開及び追加アプリの導入を行っています。そのため、事前に作成したOSイメージの導入及び実行が可能であることが必須となります。 また、OSの実行に際してはバイオスが改変されていないことを保証するための仕組みの1つであるUEFIブートの対応、ハードディスクの安全な利用のためのTPM対応を必須条件としております。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
157	質問	調達仕様書(案)	15	16	(12)	③ウ	1	「政府機関、各省庁その他の組織からセキュリティ対応の指示、要請等があった場合、担当職員と協議の上、速やかに対応すること。」とありますが、具体的にはどういったご指示やご要請、対応を想定されておりますでしょうか。	端末の設定に関するセキュリティ対応については、運用保守事業者様ご対応と想定してまいります。本ご質問の理解を深めたく、本調達事業者にて対応が必要と想定される内容についてご感想をご教示いただきたくお願いいたします。	ご認識のとおり端末の設定に関する対応については、GSS運用事業者にて対応します。一方、万が一、端末固有の事象によるセキュリティ上の懸念等発生した場合には、原因の特定、事象の解決のため、本調達の受注者が対応することを想定しております。
158	質問	調達仕様書(案)					1	借入期間終了後の撤去に際し、各拠点からの端末収集・データ消去及び本調達事業者が指定する返却場所への送付は、他の関連事業者様などが実施することになりますでしょうか。本調達事業者において、必要な撤去作業がございましたら、ご教示いただきたくお願いいたします。	本調達の作業範囲を明確にするためご教示いただきたくお願いいたします。	借入期間終了後の撤去に際し、中規模以上の拠点からの端末回収、回収した端末のデータ消去、消去証明書の発行を役務として想定しています。ご質問を踏まえ、仕様書の16-(8)-③に追記しました。 ③貸借期間満了後の措置 貸借期間が終了した機器等については、貸借期間終了までに担当部署と協議の上、回収日を決定し、回収を行うこと。また、受注者は貸借期間満了後3か月以内に端末のデータを復元不可となるよう事前にデジタル庁と合意した方法にて消去をすることで、データ消去証明書を担当部署に提出し、データ消去の確認を待たずに端末を引き取ること。
159	質問	調達仕様書別添資料1 端末要件(詳細仕様)	4	2			1	「2 ディスプレイの基本要件」の表内「1 液晶パネル ①パネルタイプ 21.5 型①非光沢」とありますが、「パネルタイプ」とは、「画面サイズ」という認識でよろしいでしょうか。例①画面サイズ 21.5 型①非光沢	ご要件に理解を深めるため、ご教示いただきたくお願いいたします。	ご認識のとおりです。
160	質問	調達仕様書(案)	4	9	(2)		1	「インストール用マスタ媒体の設計及び作成に際し、技術的支援を行うこと。」とございますが、どのような技術支援が必要となりますでしょうか。	作業工数の算出に必要なためご教示願います。	ドライバの不具合等が想定される場合等において、デジタル庁からの質疑応答、照会に対し、適切に回答することを想定しております。
161	質問	調達仕様書(案)	15	16	(12)	③ウ	1	「政府機関、各省庁その他の組織からセキュリティ対応の指示、要請等があった場合、担当職員と協議の上、速やかに対応すること。」とございますが、どのような対応を想定されておりますでしょうか。	端末設定に関するセキュリティ対応については、受注者の範囲外と考えます。	ご認識のとおり端末の設定に関する対応については、GSS運用事業者にて対応します。一方、万が一、端末固有の事象によるセキュリティ上の懸念等発生した場合には、原因の特定、事象の解決のため、本調達の受注者が対応することを想定しております。